

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	鹿島道路株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 小土井 満治
本店所在地	東京都文京区後楽 1-7-27
停止期間	1か月

3 入札参加停止の理由

上記業者が製造から出荷までを運営するプラントは、静岡県発注の「令和3年度〔第33-I8608-01号〕（主）島田川根線舗装修繕工事（切削オーバーレイエ）」他23件の工事において、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用」を指定し、受注者からも同プラントに対し「新規アスファルト合材」を指定していたにも関わらず、製造した「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）」を「新規アスファルト合材」と明示して、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

【入札参加停止要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当】

4 停止期間の始期及び終期

令和8年3月18日から令和8年4月17日まで（1か月）

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内